

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第110回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和3年2月12日（金）14時00分～14時34分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

川濱 昇（部会長）、三友 仁志（部会長代理）、大谷 和子、
佐藤 治正、藤井 威生、森 亮二、吉田 裕美子

（以上7名）

（2）総務省

今川総合通信基盤局電気通信事業部長、
吉田総合通信基盤局総務課長、
大村事業政策課長、
香月事業政策課調査官、中川事業政策課課長補佐、
川野料金サービス課長、大内料金サービス課企画官、
河合料金サービス課課長補佐、
越後電気通信技術システム課長、
西室電気通信技術システム課課長補佐、
鈴木電気通信技術システム課番号企画室長

（3）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

（1）答申事項

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備について【諮問第3133号】

(2) 「諮問を要しない軽微な事項について」の一部改正について

(3) 諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和3年度の接続料等の改定）について【諮問第3136号】

開 会

○川濱部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第110回）を開催いたします。

本日はウェブ審議で開催しており、委員7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、名のってから御発言をお願いいたします。また、傍聴につきましては、ウェブ会議室による音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は、答申事項1点、諮問を要しない軽微な事項についての一部改正、そして諮問事項1点でございます。

議 題

(1) 答申事項

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第30号）の施行に伴う関係省令等の整備について【諮問第3133号】

(2) 「諮問を要しない軽微な事項について」（平成20年9月30日情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号）の一部改正について

○川濱部会長　初めに、諮問第3133号、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第30号）の施行に伴う関係省令等の整備について審議いたします。

本件は令和2年12月2日開催の当部会において総務大臣からの諮問を受け、当部会において審議を行い、令和2年12月3日から令和3年1月6日までの間意見募集を実施しました。その結果を踏まえ、ユニバーサルサービス委員会・電気通信番号委員会合同会合において調査・検討を行っていただきました。本合同会合での検討結果については、ユニバーサルサービス委員会の菅谷主査、電気通信番号委員会の相田主査より、総務省が代わりに御報告する旨言づかっております。

また、電気通信事業法の一部が改正されることに伴い、電気通信事業部会決定である「諮問を要しない軽微な事項について」において、引用している条文の項ずれが発生することから、当該事項については事務局から引き続き説明していただき、質疑応答は答申事項と併せて対応させていただきます。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○中川事業政策課課長補佐 総務省事業政策課課長補佐の中川と申します。

それでは、議題の1つ目、答申事項ということで、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備について御説明をさせていただきます。まず、今回の改正についてはNTT東西によるユニバーサルサービスの提供における他者設備利用の導入と、もう一つ、外国法人等に対する法執行の実効性の強化という2つの関係の規定を整備しておりまして、今回、省令等の整備について昨年12月2日に諮問させていただいたものでございます。

本改正案につきましては、昨年12月3日から本年1月6日まで意見募集を実施しておりまして、改正の大きな1つ目、NTT東西によるユニバーサルサービスの他者設備利用に関して提出された意見及びそれに対する考え方については、当電気通信事業部会の下ユニバーサルサービス委員会及び電気通信番号委員会で調査をいただくということになっておりました。しかし、両委員会での調査事項、すなわちワイヤレス固定電話を基礎的電気通信役務に追加する施行規則の改正案、また、固定電話番号でワイヤレス固定電話を識別するための条件等を規定する番号計画の改正案について、これらに関する意見の提出がなかったことから、両委員会での開催要綱を踏まえて両委員会の主査とも相談させていただいた結果、両委員会については2月1日から2月5日までメールにより審議していただきました。

なお、諮問案件として1つのものでございますので、両委員会の合同会合として進めていただきました。

このメール審議の結果ですけれども、お手元の資料110-1の下に書かれている1ページ、こちらについて、記載のとおり、諮問のとおり整備することが適当と認められるとの報告書をユニバーサルサービス委員会、電気通信番号委員会から報告をいただいております。

続きまして、今回、答申事項を御審議いただくに当たって、改めて諮問の概要について説明させていただきます。ページを飛んで、資料の下に付されている番号の5ページ

を御覧下さい。こちらに関しましては昨年12月2日の諮問事項として説明させていただいたものとほぼ同じものでございますので、主なところを説明させていただきます。

6ページをご覧下さい。今回の改正法に関しては大きく2つございまして、繰り返しのようになりますけれども、1つ目として、NTT東西によるユニバーサルサービスの提供における他者設備の利用の導入、2つ目として、外国法人等に対する法執行の実効性の強化という内容でございまして、この施行に向けて関係省令等を整備しており、昨年12月2日に諮問させていただいたものでございます。

それでは、まず大きな1つ目についてですが、左側のNTT東西によるユニバーサルサービスの提供における他者設備利用の導入に係る省令等の概要を説明いたします。

8ページに移っていただきまして、こちらが改正の概要ですけれども、昨年5月に改正電気通信事業法及び改正NTT法が成立いたしまして、ワイヤレス固定電話を提供可能とする規定等を整備いたしました。2つ目の丸として、昨年9月に公布した改正NTT法施行規則において、他者の設備の利用が認められる場合及びその認可手続を規定しております。そして、今回、3つ目の丸として、これらを踏まえてワイヤレス固定電話を基礎的電気通信役務に追加するというのと、適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務用の技術基準を整備するというのと、そして、ワイヤレス固定電話をOAB-J番号で識別できるようにするという、この3つの観点で、施行規則、設備規則、番号計画の改正をそれぞれ実施しております。

それぞれの改正の概要について、これから詳細に説明いたします。11ページを御覧いただければと思います。

まず施行規則の改正ですけれども、ワイヤレス固定電話を基礎的電気通信役務に追加するという省令改正案を作成しました。具体的には、ユニバーサルサービスの対象として、固定電話、公衆電話、緊急通報が現行の規定として規定されているのですけれども、今回、それにワイヤレス固定電話設備を用いて提供する音声伝送役務であって、以下3つに掲げるものを追加しましたというものでございます。1つ目がワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備部分のみを用いて提供される電気通信役務、2つ目がワイヤレス固定電話用設備に係る離島特例通信、3つ目がワイヤレス固定電話用設備に係る緊急通報でございまして、こちらに関して、先ほど申し上げた電気通信事業部会の下ユニバーサルサービス委員会での調査事項となっている関係の規定でございまして。

続きまして、2つ目の改正内容で、12ページを御覧いただければと思います。今回、

ワイヤレス固定電話用設備の技術基準というものを策定しております。1つ目の丸、ワイヤレス固定電話用設備の定義を追加したということと、2つ目の丸、今回改正電気通信事業法の第41条に第3項が新設されたことに伴って、これに対応する技術基準を規定しているというものでございます。具体的には、下の表の右側の赤字のところですが、設備規則の中で適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備として、こちらの技術基準を新しい章として規定しているものでございます。こちらの章に関しましては、一部総合品質等で異なるところはあるのですが、基本的には回線設備設置事業者に係る技術基準と同じものを準用しているという規定になっております。それが9ページ、10ページでございます。

続きまして、改正の概要の3つ目、15ページを御覧いただければと思います。番号計画の関係でございます。固定電話番号が識別する対象としてワイヤレス固定電話の役務と当該役務に係る端末設備を追加したということと、それに加えてワイヤレス固定電話の提供の際の番号の使用に関する条件を整備する番号計画の改正を行っているものでございます。こちらが、電気通信事業部会の下の電気通信番号委員会での調査事項となっている関係の規定でございます。ただし、この点に関しては調査事項に関する意見の提出がなかったということで、メール審議の結果、先ほど説明した報告書をいただいているものでございます。

最後、16ページは今回のワイヤレス固定電話に係る省令改正に伴って、その他様式等の規定の整備を行っているものです。これらが大きな1つ目の概要でございます。

2つ目の大きな事項としての外国法人等に対する法執行の実効性の強化ということで、17ページ目から説明いたします。

18ページを御覧いただければと思います。改正の概要といたしましては、上のオレンジのところ、外国法人等に対する規律の実効性を強化するために、登録または届出の際の国内代表者等の指定義務、電気通信事業法違反の場合の氏名等の公表等の規定を整備しています。今回の改正について、省令の中では、①登録または届出の際に新たに必要となる情報や書類、様式、申請の方法、②法令等違反行為を行った者の氏名等の公表方法及び公表前に意見を述べる機会の供与等について省令で規定しているものでございます。

続きまして、19ページは、その他改正の概要ですが、まず1つ目の損壊または故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備への追加ということで、これにより

まして、外国にのみ設置する電気通信回線設備については、我が国の電気通信事業法に基づく技術基準が原則として課されないということになります。ただし、この設備を用いて提供される電気通信役務の确实かつ安定的な提供を確保するため、特に必要があるものにつきましては総務大臣の指定によって技術基準を課す旨の規定を設けております。後ほど御説明いたしますが、意見募集において、審議事項に係る意見提出があったのは、これに関係するものでございます。

その他改正の概要といたしましては、書類の提出等について電磁的手法によって提出を可能とする、特段の事情によって日本語をもって記載できないような書類提出に関しては、その日本語の訳文の添付を求める、その他経過措置等の規定の整備を行っております。

最後に20ページは、改正に係るスケジュール（想定）ということで説明いたします。もし本日、本諮問事項について御答申をいただきましたら、改正法の公布日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行ということで、それに向けて速やかに省令等の制定手続を行っていきたいと考えております。以上が省令の概要と全体スケジュールでございます。

続きまして、前後して申し訳ありませんが、3ページを御覧いただけますでしょうか。この省令案について、昨年12月3日から本年1月6日まで意見募集を行いました。その中で、当審議会への必要的諮問事項に係るものということで、1件、在日米国商工会議所様から意見提出がございました。提出された意見と考え方（案）について、4ページにお示しさせていただいております。こちらを御覧いただければと思います。

意見に関しましては、1つ目のポツとして、外国法人が国内に電気通信回線設備を設置していないのであれば、電気通信事業法の立法管轄権に関する属地主義に照らせば、事業法上の規制を当該設備に及ぼすべき根拠は見当たらない以上、技術関係の規制の適用は受けないことを明確にすべきと思われまうという意見。2つ目のポツで、今回、事業用電気通信設備が本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置されていることとの条項が追加されたということで、当該事業用設備が厳密には本邦内に設置されていなくても、こうした技術関係の規制が適用されるかのような規定になっており、本邦内、または本邦内と密接に関連する形で電気通信回線設備が設置されたと言える場合に限定して技術関係の規制が適用されることが明確になるよう修正すべきであるという意見でございます。

それに対しての考え方の（案）といたしましては、そもそも省令の概要のところでも説明差し上げたとおり、今回、施行規則の省令案の中で、その規定によって本邦外にのみ伝送路設備を設置する場合は、原則としてその損壊または故障による我が国の利用者への影響は軽微として、電気通信事業法第41条第1項の規定に基づき技術基準適合維持義務が課されないことになるというのが1つ目のポツに対する考え方でございます。2つ目のポツとして、本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置される伝送路設備というのは、こちらは海底ケーブル等が想定されており、それらは従前より技術基準の適合維持義務を課してきたものであるということを、提出された意見に対する考え方（案）として示させていただいております。

諮問の概要と、今回御審議いただく予定の意見募集の結果、その考え方（案）については以上でございます。

また、本日の議題の（2）についてですけれども、令和2年の電気通信事業法改正によって法第41条第3項が新設されたことに伴って、電気通信事業部会決定第5号である諮問を要しない軽微な事項についての項ずれという形式的な修正が発生しておりますので、それに関しましては、引き続きまして情報流通行政局総務課から説明をお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐　それでは、引き続きまして、事務局から電気通信事業部会決定、諮問を要しない軽微な事項についての一部改正について御説明をさせていただきます。

資料110-2を御覧ください。ページ番号で1ページを御覧ください。先ほど事業政策課中川課長補佐からの説明もありましたとおり、電気通信事業法第41条に第3項が新設されることによりまして、改正前の同法第41条第3項が改正後の同法第41条第4項に項ずれをすることとなります。これを受けまして、諮問を要しない軽微な事項についての6の条文中、法第41条第3項を法第41条第4項に改正する必要が生じます。法改正に伴う形式的な変更でありますので、特段問題はないものと考えております。

具体的な規定に関しましては2ページ以降の資料を御覧いただければと思います。

御説明は以上でございます。

○川瀨部会長　ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申

し出ください。

御意見、御質問ございませんでしょうか。

特に御意見等ございませんようでしたら、諮問第3133号につきましてはお手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川瀨部会長　それでは、案のとおり答申することといたします。

また、諮問を要しない軽微な事項については、案のとおり改正したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川瀨部会長　それでは、案のとおり改正することといたします。

(3) 諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和3年度の接続料等の改定）について【諮問第3136号】

○川瀨部会長　続きまして、諮問事項に移ります。諮問第3136号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和3年度の接続料等の改定）について、総務省から説明をお願いいたします。

○河合料金サービス課課長補佐　事務局の総務省料金サービス課、河合でございます。それでは、お手元の資料110-3に基づきまして、御説明させていただきます。

まず、資料をおめくりいただきまして、下方に書いてございます1ページ目でございます。こちらですが、諮問書となっております。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、2ページ目、こちらから本件申請の概要について御説明させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、右肩のページ番号1ページ目を御覧いただければと思います。本件は、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社から本年2月8日に申請があったものでございまして、4ポツ目に記載しているとおり、長期増分費用（LRIC）方式に基づき算定した接続料を接続約款に反映するために変更を行うも

のでございます。3ポツ目番、実施予定期日につきましては、認可されましたら、令和3年4月1日から適用するというものでございます。

その内容ですが、5ポツ目に記載しておりますとおり、代表的な接続料といたしましては、G C接続料が令和3年度について3分当たり7.59円、同じくI C接続料について8.91円ということで、前年度と比べまして各々0.13円、0.20円の若干の増加という形になっているものでございます。

ページをお進みいただきまして、右肩2ページ目でございます。こちらは長期増分費用(L R I C)方式に基づく接続料の算定について、概要を御説明させていただいているページでございます。

続きまして、右肩3ページ目にお進みください。(1)でございます。令和元年度から、L R I Cモデルといたしましては第8次モデルを適用することとしてございます。この第8次モデルには、P S T N-L R I CモデルとI P-L R I Cモデルの2つのモデルがございます。これら2つのモデルの適用につきましては、2ポツ目でございますけれども、まずはP S T N-L R I Cモデルにより接続料を算定することとしておりますが、価格圧搾のおそれが生じる場合等には、このP S T N-L R I CモデルとI P-L R I Cモデルの2つを組み合わせる算定をすることとしております。価格圧搾のおそれの有無については、L R I C検証と呼んでございますが、利用者料金と接続料を比較いたしまして、両者の差分が他律的要因によらずに営業費相当基準額未満になるかどうかで、判断をすることとしております。そのL R I C検証の結果について、(2)にお示ししてございますが、一番下の表にございますとおり、N T T東日本、N T T西日本いずれにつきましても、利用者料金と接続料の差分は営業費相当基準額以上となっていることから、令和3年度の接続料についてはP S T N-L R I Cモデルにより算定するという形で、今回申請があったものでございます。

続きまして、4ページ目にお進みください。こちらは、第8次モデルのうち、P S T Nモデル、I Pモデル各々について試算結果を御参考までお示ししているものでございます。

続きまして、5ページ目にお進みください。このページから、今回申請がございました接続料の具体的な算定根拠について御説明してございます。まずは通信量についてでございますが、(1)にお示ししてございますとおり、令和2年度下半期と令和3年度上半期を足し上げた1年分の予測通信量を算定してございます。オレンジ色に囲んだ部

分がその予測通信量で、同じ表の一番右側に対前年同期予測を示してございます。御覧いただけますとおり、多くのサービスにおいて前年同期と比較いたしまして減少となっておりますが、G C接続については、前年同期と比べて増加しております。これについては、N T T東日本・西日本の網のマイグレーションの一環として昨年行われた対応の影響を受けて、このような数字を示しているものと考えているところでございます。

続きまして、(1)でサービス別に算定をしたトラフィックに基づきまして、(2)で機能別のトラフィックを機能ごとの経由回数を考慮して算定してございます。これを接続料算定に用いることとなりますが、オレンジ色の枠囲みのところに書いておりますとおりでございまして、増減率については各機能一律減少となっております。

続きまして、6ページ目にお進みください。こちらでは算定根拠のうち接続料原価について御説明してございます。1ポツ目に、第8次P S T N-L R I Cモデルにより算定した主な機能ごとの接続料原価を表に示しております。オレンジ色のところに書いてありますが、令和2年度と比べまして、全ての機能について一律に減少となっております。一方で、この6ページ目にお示ししております接続料原価の減少幅が、5ページ目でお示したトラフィックの減少幅よりも小さくなっていることから、結果といたしまして、令和3年度の接続料については前年度と比べて増加傾向となっているものでございます。

続きまして、7ページ目にお進みください。7ページから9ページでトラフィック及び接続料原価から算定した、令和3年度に適用するものとしてN T T東日本・西日本から申請がございました接続料の具体的な金額をお示ししてございます。これらのうち、冒頭より例として挙げてございますG C接続料、I C接続料については、この全17機能のうち該当する機能を足し上げることによって接続料を算定してございます7ページ目下方に示しておりますとおり、G C接続料については①の機能、I C接続料については①、③、⑤、⑦、⑧の各機能の接続料を3分分足し上げることで、各々7.59円、8.91円という接続料が出てまいります。

続きまして、10ページ目にお進みください。こちらは御参考として、L R I C方式に基づいて算定いたしましたG C接続料とI C接続料の推移をお示ししてございます。冒頭より御説明しておりますとおり、2020年度から2021年度にかけて、G C接続料、I C接続料とも若干の増加となっておりますが、その増加幅について御覧いただきますと、2019年度から2020年度の増加に比べれば、その増加幅は抑えられ

ているという状況でございます。この傾向につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていると分析をしております。昨年以降、トラヒックの減少幅が、おそらく新型コロナウイルス感染症の影響により抑えられていたことによって、結果として、割り算で算定される接続料については、その増加幅が抑えられたと分析をしておりますのでございます。

申請の概要についての御説明は以上でございます。続きまして、13ページ目を御覧ください。御説明をしたような接続料等の改定のための接続約款の変更に係る申請につきまして、総務省として審査をした結果、13ページ目から15ページ目にお示ししておりますとおり、審査基準のうち関連する事項に照らしまして、いずれも適切と考えております。従いまして、本件申請については申請のとおり認可をすることが適切と考え、今般諮問をさせていただいたものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○川瀨部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

○川瀨部会長 三友先生、よろしく申し上げます。

○三友委員 ありがとうございます。この内容について直接コメントがあるわけではないのですが、例えば右肩の10ページのグラフを見ますと、接続料が長期にわたって右肩上がりに上がっている状況が見られるわけです。サービスそのものも提供の数が減少しているという背景がありますが、この先このトレンドが続いたときに、この算定方式をどういうふうにしていくのかを考えなければいけないと思います。その辺りのお考えを、総務省に確認させてください。よろしくお願いいたします。

○河合料金サービス課課長補佐 三友委員、御指摘、御質問ありがとうございます。委員御指摘のとおり、10ページ目のグラフに示しておりますが、接続料はLRIC方式で算定した部分で毎年度増加傾向が続いております。これについては委員御指摘のとおりで、トラヒックの減少が続いていることに起因するものと考えてございます。

この接続料の算定方法については継続的に議論が必要と考えてございまして、短期的なところで申しますと、委員も御案内のとおり、既に今年1月からNTT東日本・西日本のPSTNのマイグレーションが始まっているところでございます。マイグレーションが進むことによって効率的な電話サービスの提供が期待できると考えてございまして、

まずは令和4年度以降の接続料については、マイグレーションも踏まえた形で算定できるように、算定の在り方について、現在、情報通信審議会に諮問させていただいているところでございます。

また、マイグレーションが完了した後についても継続的な検討が必要と考えておりますので、そうした点につきましても引き続き情報通信審議会でご審議いただき、今後の接続料のトレンドも踏まえながら検討を継続していきたいと考えているところでございます。

○三友委員 はい。どうもありがとうございます。技術的な変化がございますし、このレガシーの部分はあるところまでは維持しなければいけないと思うのですが、末端の利用者に影響が出ない形で、ぜひ御検討いただければと思います。以上です。

○川濱部会長 非常に重要な点だと思います。

他に御意見、御質問ございませんでしょうか。

他に御意見、御質問ございませんようですので、それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件は意見招請を経た第一種指定電気通信設備接続料規則等の改正を踏まえた接続約款の変更であること、本接続約款が来年度速やかに適用されることが接続事業者にとって望ましいことから、意見招請は1回とし、期間を2月13日土曜日から3月15日月曜日までといたします。また、提出された意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長 それでは、この旨決定することといたします。

○川濱部会長 以上で本日の審議は終了いたしました。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐 次回の電気通信事業部会は別途御連絡を差し上げますので、皆様方、よろしく願いいたします。

○川濱部会長　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

閉　　会